第６次　潮来市行財政改革大綱

（令和６年度～令和１０年度）

令和６年３月

目　　次

第１部　第６次潮来市行財政改革大綱の基本的な考え方
１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
２　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
３　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
４　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
５　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

第２部　本市を取り巻く環境と行財政改革の必要性
１　人口減社会の到来・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
２　これまでの行財政改革の取組と実施状況について・・・・・ P2
３　第６次潮来市行財政改革大綱の必要性について・・・・・・ P3

第３部　行財政改革の基本方針及び推進事項
≪基本方針１≫行政運営の効率化・広域連携の推進・・・・・・・ P5
【基本的な考え方・推進事項】　・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
１　事務事業の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
２　組織・機構の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
３　効果的な行政運営(行政の情報化・行政運営の向上)・・・・ P7
４　公共施設の維持管理及び長寿命化の推進　・・・・・・・・・・P8
５　広域連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
６　市民協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
≪基本方針２≫職員のスキル向上・新たな働き方への環境整備・・ P10
【基本的な考え方・推進事項】・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
１　定員管理・職員能力の開発等の推進及び働き方改革　・・・・P10
≪基本方針３≫計画的な財政運営と財源確保　・・・・・・・・・・・P12
【基本的な考え方・推進事項】　・・・・・・・・・・・・・・・・・P12
１　財政の健全化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12
２　給与の適正化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P13

第４部　施策の体系
１　施策の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P15

用語集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P22

第１部　第６次潮来市行財政改革大綱の基本的な考え方

１　目的

地方自治法第２条第１４項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあることを念頭に、潮来市第７次総合計画の後期基本計画や潮来市人口ビジョン・総合戦略におけるめざすまちの実現のためには、市民とともに市政に取り組むことが前提にあることを認識し、行政サービス向上のためにサービスのあり方を見直していくとともに、行財政改革に取り組むものとする。

２　基本理念

人口減少、少子高齢化が進むとともに、市民ニーズの多様化など社会情勢が急速に変化する中、将来にわたり質の高い行政サービスを効率的、効果的に提供し、「住みたいまち潮来」を実現できるよう、行財政改革大綱の基本理念を次のとおりとする。

「住みたいまち潮来」の実現に向けた持続可能な行財政運営の確立

３　基本方針

本市の目指すべき行財政運営の姿を実現するため、これまでの取り組みである第５次潮来市行財政改革大綱の基本方針を継承しつつ、本大綱においては改革すべき事項とし３つの項目を定め、第６次行財政改革の基本方針とする。

（１）行政運営の効率化・広域連携の推進
（２）職員のスキル向上・新たな働き方への環境整備
（３）計画的な財政運営と財源確保

４　計画期間

令和６年度から令和１０年度までの５年間とするが、社会経済情勢の変化や、国を含めた他の計画との整合を図る等、変更の必要が生じた際は、計画期間内での見直しを行う。

５　推進体制

本大綱の推進にあたっては、市長を本部長とした行財政改革推進本部が中心となり、全庁体制の下に、この改革を着実に推進し、毎年度の進捗状況を踏まえて進行管理を行う。

第２部　本市を取り巻く環境と行財政改革の必要性

１　人口減社会の到来

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」によると、日本の人口は、平成２０年の約１億２，８００万人をピークに減少に転じ、この人口減少は、今後も加速度的に進むことが見込まれており、２０６０年には、約９，２００万人にまで減少すると推計されている。

このような中、平成２６年１１月には「まち・ひと・しごと創生法[※1]」が制定され、同年１２月には、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定された。

本市においても「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、２０６０年を見据えた目標人口を設定し、その目標を達成するための「潮来市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成２８年３月に策定、同じく「第２期潮来市人口ビジョン・総合戦略」を令和２年３月に策定したところである。

国立社会保障・人口問題研究所の予測によると、２０５０年における本市の人口は１６，８６５人になると推計されており、現在と比べて約９，７００人減少する見込みである。

このような予測を踏まえ、人口減少や少子高齢化という社会情勢の変化に対応し、将来に渡って持続可能な行財政運営に取り組む必要がある。

２　これまでの行財政改革の取組と実施状況について

本市は、平成１３年４月の潮来市誕生後、５次にわたり行財政改革大綱を策定し、改革・改善を行ってきた。第１次大綱（平成１４年４月策定）では、地方分権時代に対応した行政体制の整備・確立を図るため、より簡素で効率的な行政運営を実現する観点から、「最小の経費で最大の効果」を目標として掲げ、第２次大綱（平成１７年３月策定）、第３次大綱（平成２２年３月策定）、第４次大綱（平成２５年３月策定）及び第５次大綱（令和元年６月策定）においても、この基本目標を継承し、第５次大綱においては「財政健全化の推進」「事務事業見直しの推進」「定員適正化と人材育成の推進」「市民参画と協働の推進」「公共施設の計画的な維持管理及び長寿命化の推進」の５点を基本方針として、社会情勢や市民ニーズの変化に対応した効率的で効果的な行政運営を推進してきた。

第５次行財政改革大綱の実施期間（令和元年度～令和５年度）における主な実績は、まず、１点目に市民サービスの向上が挙げられる。マイナンバーカード[※2]の出張申請サポート、高齢者のごみ出し支援、給食費の無償

化や「福祉事務所内に子ども家庭総合支援拠点の設置」をする等の施策を実施してきた。

２点目に挙げられるのが財政の健全化である。歳入を確保するため、市税収納率向上に努め、特に市民税・固定資産税・軽自動車税の税収増加を図るとともに、ふるさと納税を平成２７年度から促進し、地場産品のＰＲを兼ねながら歳入増加の成果をあげてきた。

また、国庫補助の活用として、地方創生関係交付金を活用し、「潮来市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」等による重要施策を推進した。

歳出削減の面では、随意契約の見直しと競争入札の促進による契約差金の増と市債※3抑制により公債費※4を削減した。

その結果、市債抑制などの効果もあり、利子を含めた市債残高は、平成２９年度末に２１１．８億円であったが、令和４年度末には１９３億円に減少し、５年間で約１８．８億円、８．８％を削減した。

３　第６次潮来市行財政改革大綱の必要性について

これまで、人口減少や少子高齢化が進むことを背景とし、国における行政の減量や効率化と合わせ、自治体でも趣旨を同じくして行財政改革を推進する中で、本市では平成１３年に行財政改革大綱を策定して以来、第５次行財政改革大綱に至るまで各種取組を進めてきた。具体的には財政健全化の推進、職員数の適正化を図る定員適正化の推進、民間活力の活用として指定管理者制度※5の導入などの減量的な行政運営を目指した改革に努め、財政効果を生み出し、改革を実行してきた。

しかし、近年の気候変動による大規模な自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大などに端を発し、社会経済はこれまでにない大きな変化を起こしている。本市を含む自治体においては、地方分権が浸透し、各自治体が主体的に各種施策を実施する時代となってきている現在、業務の内容は多様化かつ複雑化し、業務量は増加の一途を辿っており、これまでの行財政改革の手法を見直す時期にきている。

本市における行財政改革により職員数の適正化などの効率化は一定程度進んだが、今後も人口減少を要因として行政資源の減少が進み、行政運営は一層厳しくなるものと考えられる。

一方、国全体がSociety5.0の実現を図る中では、民間に遅れを取らないようにデジタル化を強力に推進することでＤＸ※6化を進めていく必要がある。そういった中で、ＳＤＧｓの理念である誰ひとり取り残さない行政運営を行っていくには、従来の減量的な行政改革の考え方から一旦離れ、行政改革の当初の理念を参考としながら、幅広く見直しを行い、限られた行

政資源を基に、これまでと同等以上の成果を生み出す、言わば生産性の拡充を主眼とした考えが必要であると考える。そのためには、より業務の質の高さや量の最適化を最優先するとともに、市の内部に留まらず市民や民間団体・企業、他自治体や国との連携といった柔軟性も担保し、また、組織力や職員の能力の向上を図りながら、健全な財政運営を目指していかなければならない。

時代が変化することに伴い、市民ニーズも変化している中で、市民の福祉向上を最大の目的としている行政も当然に変化を求められる。こうしたことから、第５次大綱を見直し、より新たな視点を取り入れた行財政改革大綱を策定する。

第３部　行財政改革の基本方針及び推進事項

≪基本方針１≫行政運営の効率化・広域連携の推進

人口減少、少子高齢化、市民ニーズの多様化など社会情勢が急速に変化する中、自治体には時代の変化に柔軟に対応した行財政運営を推進する必要がある。

そのため、事務事業、組織のあり方を見直し、ＤＸの視点を効果的に取り入れた行財政運営を行い、また広域連携の強化、市民協働によるまちづくりを推進し、不測の危機対応、急速な社会変化に柔軟かつ迅速に対応していく。

【基本的な考え方・推進事項】

１　事務事業の見直し

（１）　基本的な考え方

本市の財源規模に応じた行財政運営を確立していくため、事務事業評価の手法を取り入れ、さらに発展させながら、行財政の適正かつ効率的な運営を図っていく。なお、事務事業の見直しについては、次の２点に留意し行う。

①　事務事業評価による事務事業の方向性を明確化

・「法的に実施が義務付けられている事務」　→（事務の効率化）

・「自治体の主体性・自主性により行う事務」→（事業方向性の明確化）

※　「→」は評価を意味し、（　）内は評価の目的

※　「事業方向性の明確化」の内容は（拡大、現状維持、見直し、休止、廃止の方向性）

②　事務事業評価による行政運営サイクルと計画的な事業実施の確立

「ＰＬＡＮ（計画）・ＤＯ（実行）・ＣＨＥＣＫ（評価）・ＡＣＴＩＯＮ（改善）」の行政運営サイクルを基に、適正で明確な評価点検を行い、「計画→予算→組織編成→実行→点検・評価→見直し→次期計画→･･･」の基本運営サイクルを確立し、効果的な事務事業の実施を目指す。

（２）　推進事項

①　事務事業の廃止及び見直しの実施

健全な行財政の確立を図るため、毎年度予算編成に向けて、事務事業の廃止及び見直しを重点的に行う。

②　行政評価による各事業の方向性の明確化（予算事業別ごとに実施、事務効率化の評価を行う）

ア　事務事業の評価を行い、事業の見直しを行っていく。

イ　各事業の調整・整理を行い、次年度予算に反映させる体制づくりを確立する。

ウ　外部評価制度の導入を検討する。

③　事務改善運動及び提案の実施

ア　ＤＸの視点を取り入れた各業務の事務改善を行う。

イ　部署ごとの事務における課題を整理する。

ウ　職員提案制度を促進する。

④　受益者負担の原則に立った手数料、使用料の見直し、改定

ア　各手数料、使用料について、関係各課等と協議の上、整理していく。

イ　受益者負担の原則に基づく公有財産使用料の徴収及び利用促進を行う。

⑤　未収金対策（市税・使用料・手数料等）のため収納体制の整備

ア　休日滞納整理、県との合同徴収を実施する。

イ　口座振替を積極的に推進する。

ウ　新たな納付方法の調査、研究を行う。

エ　関係部署間の連携体制を構築し、徴収方法等に関するノウハウの共有化を図る。

⑥　補助金等の整理合理化

ア　補助金については、そのあり方等について、これまでも精査を行ってきたところであるが、今後も、必要度の分析、効果の検証、補助率見直し、終期設定等について、精査を行い、適正な執行に努める。

イ　補助金交付額について、算出基礎を明確にするための基本方針等の見直しを行う。

⑦　業務に応じた勤務時間の変更

市民サービスの向上と、短時間残業の縮小を図るため、各部署の勤務状況を精査し、業務に応じた勤務時間の変更について整理していく。

⑧　事務の効率化

ア　事務の定型化、ＤＸの推進及び会議時間の短縮を図り、効率的な事務執行を図る。

イ　マイナンバー制度を活用した行政手続きの簡素化及び住民サービスの利便性向上を図る。

ウ　住民サービスの向上や費用対効果を踏まえた民間委託及び指定管理者制度の活用・推進を図る。

⑨　各種関連団体への負担金の見直し

ア　広域事務組合に対する負担金の見直しを行う。

イ　各関連団体加入継続に対する見直しを行う。

⑩　監査の充実

ア　事業、会計処理の適正化を図る。

イ　監査の精度や専門性の向上を図る。

⑪　入札制度の推進

ア　電子入札の活用の継続及び電子契約の推進を行う。

イ　総合評価方式の検討を行う。

⑫　公用車集中管理の拡大

公用車の管理方法の見直しを図り、適正に維持管理を行う。

２　組織・機構の見直し

（１）　基本的な考え方

市民の立場に立った行政サービスの実現に向け、分かりやすい組織及び関連業務の一本化を行い、簡素で効率的な組織機構にするための見直しを引き続き行う。

（２）　推進事項

①　事務の効率化（ワンストップサービスを目指した業務効率化・市民に分かりやすい組織機構）

ア　市民に分かりやすい組織機構の見直しを行う。

イ　子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立意義や機能を維持したうえで組織を見直し、一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「子ども家庭センター」の設置を行う。

ウ　マイナンバー制度を活用したワンストップサービスの利用を促進する。

②　各職務内容の見直し

業務上の問題点や課題を見つけ、原因分析によって解決策を導き出し、ＤＸの視点を取り入れた問題点の改善や課題の解消を図る。

③　各種審議会、委員会等組織の合理化及び活性化

ア　女性の参加率の向上を図る。（目標値：４０％以上）

イ　活動実績の少ない団体、類似組織等の統廃合を行う。

④　防災体制、計画の見直し

自治消防団組織の統合再編を行う。

３　効果的な行政運営（行政の情報化・行政運営の向上）

（１）　基本的な考え方

市民ニーズに対応するサービスの見直しやマイナンバー制度に関連するＩＣＴ[※7]を活用し、行政手続きの簡素化を図るとともに、事務手法の見直しによる行政運営力の向上を図る。

（２）　推進事項

①　市民要望の情報整理と迅速な対応

市民要望の情報整理を行い、迅速に対応する。

② 窓口業務に関する業務手順書の作成

事務処理の短縮化、簡素化、接遇の向上を図る。

③ 情報通信技術を活用した行政サービスの提供

ア マイナポータル※8を活用し、申請手続きの簡素化･利便性の向上を図る。

イ 情報提供の充実を図るとともにＤＸの視点を取り入れ、各種申請受付及び手続きの改善、窓口での待ち時間の短縮化を図る。

④ 政策立案・法務能力の向上の推進体制整備

住民のため何らかの対応が必要と考えられる政策を、憲法をはじめとする関係法体系の基で、合理的に条例化し、効果的に運用していく。

⑤ 各事務システム等の適正配置による職場環境改善

職員の能力に左右されずに、所管課職員が誰でも各事務システムを利用することができるようシステム利用マニュアルの整備を行う。

⑥ 電磁的記録利用による各台帳作成、保存の見直し

紙媒体で作成及び保存を行っている台帳について、電磁的記録利用による見直しを行う。

４ 公共施設の維持管理及び長寿命化の推進

（１） 基本的な考え方

既存施設の利用状況から開館日時の拡充など市民が利用しやすい柔軟な施設利用の在り方等、今後の利用形態を改善し、未利用施設の見直しを図る。

（２） 推進事項

① 公共施設の管理運営の見直し

各施設における指定管理者制度、民間委託の調査を行い、管理運営の効率化を図る。

② 未利用施設の改善

ア 借地・公用地の整理を行う。

イ 廃校跡地利用の整理を行う。

ウ 売却可能資産の圧縮を行う。

③ 老朽化の進んでいる施設の修繕について廃止・管理移管の整理

ア 施設個別計画に基づく老朽施設の修繕及び除去を行う。

イ 維持管理費用の低減のための民間による跡地利用の検討を行う。

④ 小中学校の規模適正化

小中学校の統廃合を含めた再編の検討を行う。

⑤ 公共施設の総合的かつ計画的な管理運営

「潮来市公共施設等総合管理計画※9」に基づき、公共施設の総合的かつ計画的な管理運営を行う。

⑥　個別施設計画の策定

「潮来市公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設計画を策定する。

5　広域連携の推進

（１）　基本的な考え方

多様な分野において広域連携等の新たな枠組みを検討し、行政経費の削減を図る。

（２）　推進事項

①　広域連携の推進

ア　ごみ処理事業を始めとした多様な分野における、広域連携の新たな枠組み等を検討する。

イ　消防、医療分野等における、一部事務組合や近隣自治体との連携を強化する。

ウ　公共交通ネットワークにおける、近隣自治体との連携を強化する。

エ　水道事業における広域連携を検討する。

6　市民協働によるまちづくり

（１）　基本的な考え方

市民協働によるまちづくり、地域づくりの取組は、今後一層不可欠になることから、市民協働活動への参加促進、人材の育成に取り組むとともに、活動分野の拡充を推進する。

（２）　推進事項

①　市民参加機会の充実

既存のＮＰＯ法人※10やまちづくり団体等との連携を一層強化し、それらの活動を通じた市民参加機会充実への支援を行う。

②　市民が活動する分野の拡大

市民一人ひとりが、自らの興味や関心を生かしてまちづくり、地域づくりに参加できるよう、観光や商業、生涯学習分野での活動の充実を図るとともに、国際交流や地域文化の継承等、活動分野の拡大を促進する。

③　まちづくりの多様な担い手の育成

まちづくりの担い手や地域ボランティアの育成を支援するとともに、女性や若年層の市政への参加率向上を図る。

≪基本方針２≫職員のスキル向上・新たな働き方への環境整備

多様化する市民ニーズに的確に対応した行政サービスを実現するために、職員の定員及び人員配置の適正化を図る。

また、地方分権改革に伴い多様化・複雑化する業務を適正に執行することができるよう、職員の業務能力を向上させる。さらに、多様な人材が活躍することができる環境を整備し、すべての職員が能力を最大限に発揮することで、より生産性の高い業務を執行することができるよう働き方改革※11を推進する。

【基本的な考え方・推進事項】

１　定員管理・職員能力の開発等の推進及び働き方改革

（１）基本的な考え方

①　定員管理計画による職員の定員管理及び人員の適正配置

当市の適正な定員について、平成１３年４月合併時の職員数３２７人に対し、２９０人を目標に設定し、１０年をかけて３７人を削減するという計画を進めてきた。目標値については、平成１４年の行政診断により、同数の適正定員が示されている。この計画をもとに、職員数の削減を進めてきた結果、当初の計画を上回るペースで適正化が進み、５年間で目標を達成している。これは、勧奨退職者の増加と新規採用を見送った効果によるものである。

職員の定員管理においては、交付税算定替の期限である平成２３年度に２６０人という目標を設定し、新たに平成２５年度からは、平成３０年度までに２３０人という目標を設定し、職員数の削減については目標どおりに達成している。少子高齢化の進展に伴う扶助費などの増加や税収増が見込めない厳しい財政状況において、義務的経費である職員人件費の適正化は非常に重要な課題である。

一方で、地方分権改革による、事務の権限移譲等が進んでいることや、多様化する市民ニーズに対応するため、職員の事務量は今後もさらに増加するものと考えられ、職員一人ひとりが自治体職員として果たすべき役割はますます大きくなっていくことが予想される。

こういったことからも、今後の職員定員管理計画においては、行政診断の結果を踏まえ、引き続き、必要な人材を確保するとともに、専門的な分野においては、任期付職員制度※12や会計年度任用職員の有効活用を図るなどし、令和５年度から実施される定年延長を考慮した適正な定員管理及び人員の適正配置を行っていく。

② 人材育成と職員の意識改革

潮来市人材育成基本方針による職員の職務意欲の向上や業務への創意工夫を推奨し、職員の行政能力を高めることにより、前例踏襲主義的な業務執行を排し、市政の活性化を図る。

特に市も一つの経営体であるとの認識の中で、コスト感覚、スピード感覚を持って職務遂行することができる人材や特定の業務分野において高い専門性を持つスペシャリストを計画的に育成していく。

今後、より良い行政サービスを提供していくためには、職員には今現在はもちろん、将来において何が必要とされているかを見定める目を持って業務に取り組むことが求められており、旧来の業務をより新しく、より良いサービスに切り替えていく意識を職員一人ひとりが持つ必要がある。

③ 働き方改革の推進

国では「働き方改革」の取組を進めており、本市においても将来にわたって、よりよい市民サービスを提供していくために、職員の健康保持や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現と多様な働き方を可能とする職場の環境づくりを推進する。

（２） 推進事項

① 定員管理の見直し及び適正で効率的な定数管理

組織の簡素化や合理化に努め、効率的な行政運営を図るため、定員管理の見直しを行い、適正で効率的な定数管理を徹底する。

② 潮来市人材育成基本方針による職員の能力向上及び意識改革

ア 各種研修（庁内研修）を計画的に実施する。

イ 研修計画を含めた人材育成基本方針を改定する。

③ 働き方改革の推進

ア ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む。

イ 長時間労働を是正する。

≪基本方針３≫計画的な財政運営と財源確保

人口減少、少子高齢化などに伴い歳入の増加が厳しい見込みの中、市民ニーズは多様化しており、時代の変化、地方分権改革などに伴う新たな取り組みが増加する一方で、社会保障費、老朽化する公共施設の維持管理などへの歳出の増加が見込まれている。

将来にわたって持続可能な行政サービスを提供するためには、新たな財源の確保を含めた自主財源の確保を推進し、行政資源の有効活用を推し進め、中長期的な視点から安定した財政基盤を確立する必要がある。

そのためには、第５次大綱から継続して「最小の経費で最大の効果」を目標とし、全庁を挙げて歳入増・歳出減に向けた最大限の取り組みを行い、さらなる自主財源の確保を推し進め、財政の健全化を図っていく。

【基本的な考え方・推進事項】

１　財政の健全化

（１）財政状況について

決算指数の状況

区　　分	単位	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
実質収支	千円	641,840	656,770	956,174	1,279,445	983,293
経常収支比率	%	94.5	96.4	86.2	82.3	83.9
実質公債費比率	%	8.9	9.5	9.7	9.8	10.1
財政力指数※１３	—	0.50	0.51	0.50	0.49	0.48
地方債残高	千円	11,939,487	11,643,114	11,410,174	11,171,531	10,537,879
基金現在高	千円	4,713,124	4,170,317	2,548,788	3,349,004	3,516,237

令和４年度財政主要指標を見ると、実質公債費比率※１４　１０．１％（前年比０．３％増）、この数値が１８％を超えると、公債費負担適正化計画の策定が求められる。

また、財政状況の弾力性を示す経常収支比率※１５は平成３０年度に９４．５％だったものが、令和４年度には８３．９％となっている。

（２）基本的な考え方

これまでの歳入の確保と歳出の抑制施策により、現在は健全な財政を維持しているが、今後の人口減に対応するためには、事務事業の見直しを行い予算の重点化と必要最小限の配分を行うなど、「ビルドアンドスクラップ」や「選択と集中」による効率的な行財政運営を図る必要がある。

（３）推進事項

①　財政健全化計画の策定

ア　起債制限額を設定する。（毎年度公債費内制限）

イ　公共施設整備基金及び一般廃棄物整備基金の計画的な基金額確保を行う。

ウ　経常経費を抑制する。　経常収支比率　９２．５％（令和１０年度）

②　特別会計の効率化及び公営企業会計の適用

ア　下水道資本費平準化債の活用による一般会計繰出金の削減を図る。

イ　下水道事業における繰入金額は、平成２９年度の約５億９千万円から企業債償還額のピークと連動して、令和２年度に約６億４千万円となるが、令和１４年度には約１億９千万円減少し、約４億５千万円となる見込み。

ウ　水洗化率の向上を図る。　８９．６％（令和５年度）→　９１．６％（令和１０年度）

エ　下水道事業及び農業集落排水事業は、経営戦略やストックマネジメントを利用した中長期的な視点に立った経営を行う。

③　外郭団体への支援の見直し

ア　社会福祉協議会への支援及び職員派遣の見直しを行う。

イ　シルバー人材センターへの支援の見直しを行う。

④　自主財源の確保

ア　市税・使用料・手数料等の収納率向上を図る。

イ　企業誘致を推進する。

ウ　ふるさと納税を推進する。

エ　広告料（広報紙・ホームページ等）の活用を促進し、新たな広告料を導入する。

オ　新たな財源の確保に関する調査及び提案を行う。

⑤　行政経費の削減

入札制度の活用による公共工事のコスト縮減を図る。

２　給与の適正化

（１）　基本的な考え方

ラスパイレス指数[※16]１００以内の管理を目標としており、令和４年度の指数は９８．３％となっているが、本市の厳しい財政状況において、人件費の適正化は非常に重要な課題であるため、引き続き、業務量に応じた職員の適正配置を行い、総人件費の適正化に努める。

また、給与の適正化を図るため、職員給与の公表を継続するとともに、特別会計、公営企業会計においても、人件費の公表に取り組んでいくものとする。

（２）　推進事項

①　給与水準の適正化

ラスパイレス指数１００以内の管理を行う。

②　各種手当の適正化

経費削減とともに、能率的な職務執行の確保と職員の健康管理の観点から、時間外勤務手当について、枠配分による計画的な執行に努め、適正な運用と縮減を図る。

③　人事評価制度の推進

能力・成果主義による人事評価制度を推進し、人事・昇給昇格制度への有効活用を図る。

第４部　施策の体系

１　施策の体系

第６次潮来市行財政改革大綱を推進するため、基本方針に基づき、実施項目と主な推進事項を下記のとおり体系立てる。以下に記載する７８項目の主な推進事項は、行財政改革推進本部が中心となり、全庁体制の下に、この改革を着実に推進するため、毎年度の進捗状況を踏まえて進行管理を行う。

また、本計画期間における主な推進事項は、事業目的に応じてより効果的な手段を選択し、毎年度、評価・改善をしていく。

基本方針	実施項目	主な推進事項	
≪基本方針１≫ 行政運営の効率化・広域連携の推進	１　事務事業の見直し	①　事務事業の廃止及び見直しの実施	健全な行財政の確立を図るため、毎年度予算編成に向けて、事務事業の廃止及び見直しを重点的に行う。
		②　行政評価による各事業の方向性の明確化（予算事業別ごとに実施、事務効率化の評価を行う）	事務事業の評価を行い、事業の見直しを行っていく。
			各事業の調整・整理を行い、次年度予算に反映させる体制づくりを確立する。
			外部評価制度の導入を検討する。
		③　事務改善運動及び提案の実施	ＤＸの視点を取り入れた各業務の事務改善を行う。
			部署ごとの事務における課題を整理する。
			職員提案制度を促進する。
		④　受益者負担の原則に立った手数料、使用料の見直し、改定	各手数料、使用料について、関係各課等と協議の上、整理していく。
			受益者負担の原則に基づく公有財産使用料の徴収及び利用促進を行う。
		⑤　未収金対策（市税･使用料･手数料等）のため収納体制の整備	休日滞納整理、県との合同徴収を実施する。

基本方針	実施項目	主な推進事項	
			口座振替を積極的に推進する。
			新たな納付方法の調査、研究を行う。
			関係部署間の連携体制を構築し、徴収方法等に関するノウハウの共有化を図る。
		⑥ 補助金等の整理合理化	補助金については、そのあり方等について、これまでも精査を行ってきたところであるが、今後も、必要度の分析、効果の検証、補助率見直し、終期設定等について、精査を行い、適正な執行に努める。
			補助金交付額について、算出基礎を明確にするための基本方針等の見直しを行う。
		⑦ 業務に応じた勤務時間の変更	市民サービスの向上と、短時間残業の縮小を図るため、各部署の勤務状況を精査し、業務に応じた勤務時間の変更について整理していく。
		⑧ 事務の効率化	事務の定型化、ＤＸの推進及び会議時間の短縮を図り、効率的な事務執行を図る。
			マイナンバー制度を活用した行政手続きの簡素化及び住民サービスの利便性向上を図る。
			住民サービスの向上や費用対効果を踏まえた民間委託及び指定管理者制度の活用・推進を図る。
		⑨ 各種関連団体への負担金の見直し	広域事務組合に対する負担金の見直しを行う。
			各関連団体加入継続に対する見直しを行う。
		⑩ 監査の充実	事業、会計処理の適正化を図る。
			監査の精度や専門性の向上を図る。

基本方針	実施項目	主な推進事項	
		⑪ 入札制度の推進	電子入札の活用の継続及び電子契約の推進を行う。
			総合評価方式の検討を行う。
		⑫ 公用車集中管理の拡大	公用車の管理方法の見直しを図り、適正に維持管理を行う。
	２　組織・機構の見直し	① 事務の効率化（ワンストップサービスを目指した業務効率化・市民に分かりやすい組織機構）	市民に分かりやすい組織機構の見直しを行う。
			子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立意義や機能を維持したうえで組織を見直し、一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「子ども家庭センター」の設置を行う。
			マイナンバー制度を活用したワンストップサービスの利用を促進する。
		② 各職務内容の見直し	業務上の問題点や課題を見つけ、原因分析によって解決策を導き出し、ＤＸの視点を取り入れた問題点の改善や課題の解消を図る。
		③ 各種審議会、委員会等組織の合理化及び活性化	女性の参加率の向上を図る。（目標値：４０％以上）
			活動実績の少ない団体、類似組織等の統廃合を行う。
		④ 防災体制、計画の見直し	自治消防団組織の統合再編を行う。
	３　効果的な行政運営（行政の情報化・行政運営の向上）	① 市民要望の情報整理と迅速な対応	市民要望の情報整理を行い、迅速に対応する。
		② 窓口業務に関する業務手順書の作成	事務処理の短縮化、簡素化、接遇の向上を図る。
		③情報通信技術を活用した行政サービスの提供	マイナポータルを活用し、申請手続きの簡素化・利便性の向上を図る。

基本方針	実施項目	主な推進事項	
			情報提供の充実を図るとともにＤＸの視点を取り入れ、各種申請受付及び手続きの改善、窓口での待ち時間の短縮化を図る。
		④ 政策立案･法務能力の向上の推進体制整備	住民のため何らかの対応が必要と考えられる政策を、憲法をはじめとする関係法体系の基で、合理的に条例化し、効果的に運用していく。
		⑤ 各事務システム等の適正配置による職場環境改善	職員の能力に左右されずに、所管課職員が誰でも各事務システムを利用することができるようシステム利用マニュアルの整備を行う。
		⑥ 電磁的記録利用による各台帳作成、保存の見直し	紙媒体で作成及び保存を行っている台帳について、電磁的記録利用による見直しを行う。
	４　公共施設の維持管理及び長寿命化の推進	① 公共施設の管理運営の見直し	各施設における指定管理者制度、民間委託の調査を行い、管理運営の効率化を図る。
		② 未利用施設の改善	借地・公用地の整理を行う。
			廃校跡地利用の整理を行う。
			売却可能資産の圧縮を行う。
		③ 老朽化の進んでいる施設の修繕について廃止・管理移管の整理	施設個別計画に基づく老朽施設の修繕及び除去を行う。
			維持管理費用の低減のための民間による跡地利用の検討を行う。
		④ 小中学校の規模適正化	小中学校の統廃合を含めた再編の検討を行う。
		⑤ 公共施設の総合的かつ計画的な管理運営	「潮来市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の総合的かつ計画的な管理運営を行う。
		⑥　個別施設計画の策定	「潮来市公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設計画を策定する。

基本方針	実施項目	主な推進事項	
	５　広域連携の推進	①　広域連携の推進	ごみ処理事業を始めとした多様な分野における、広域連携の新たな枠組み等を検討する。
			消防、医療分野等における、一部事務組合や近隣自治体との連携を強化する。
			公共交通ネットワークにおける、近隣自治体との連携を強化する。
			水道事業における広域連携を検討する。
	６　市民協働によるまちづくり	①　市民参加機会の充実	既存のＮＰＯ法人やまちづくり団体等との連携を一層強化し、それらの活動を通じた市民参加機会充実への支援を行う。
		②　市民が活動する分野の拡大	市民一人ひとりが、自らの興味や関心を生かしてまちづくり、地域づくりに参加できるよう、観光や商業、生涯学習分野での活動の充実を図るとともに、国際交流や地域文化の継承等、活動分野の拡大を促進する。
		③　まちづくりの多様な担い手の育成	まちづくりの担い手や地域ボランティアの育成を支援するとともに、女性や若年層の市政への参加率向上を図る。
≪基本方針２≫職員のスキル向上・新たな働き方への環境整備	１　定員管理・職員能力の開発等の推進及び働き方改革	①　定員管理の見直し及び適正で効率的な定数管理	組織の簡素化や合理化に努め、効率的な行政運営を図るため、定員管理の見直しを行い、適正で効率的な定数管理を徹底する。
		②　潮来市人材育成基本方針による職員の能力向上及び意識改革	各種研修（庁内研修）を計画的に実施する。
			研修計画を含めた人材育成基本方針を改定する。
		③　働き方改革の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む。
			長時間労働を是正する。

基本方針	実施項目	主な推進事項	
≪基本方針３≫ 計画的な財政運営と財源確保	１ 財政の健全化	① 財政健全化計画の策定	起債制限額を設定する。（毎年度公債費内制限）
			公共施設整備基金及び一般廃棄物整備基金の計画的な基金額確保を行う。
			経常経費を抑制する。　経常収支比率　９２．５％（令和１０年度）
		② 特別会計の効率化及び公営企業会計の適用	下水道資本費平準化債の活用による一般会計繰出金の削減を図る。
			下水道事業における繰入金額は、平成２９年度の約５億９千万円から企業債償還額のピークと連動して、令和２年度に約６億４千万円となるが、令和１４年度には約１億９千万円減少し、約４億５千万円となる見込み。
			水洗化率の向上を図る。８９．６％（令和５年度）→ ９１．６％（令和１０年度）
			下水道事業及び農業集落排水事業は、経営戦略やストックマネジメントを利用した中長期的な視点に立った経営を行う。
		③ 外郭団体への支援の見直し	社会福祉協議会への支援及び職員派遣の見直しを行う。
			シルバー人材センターへの支援の見直しを行う。
		④ 自主財源の確保	市税・使用料・手数料等の収納率向上を図る。
			企業誘致を推進する。
			ふるさと納税を推進する。
			広告料（広報紙・ホームページ等）の活用を促進し、新たな広告料を導入する。

基本方針	実施項目	主な推進事項	
			新たな財源の確保に関する調査及び提案を行う。
		⑤ 行政経費の削減	入札制度の活用による公共工事のコスト縮減を図る。
	2　給与の適正化	① 給与水準の適正化	ラスパイレス指数１００以内の管理を行う。
		② 各種手当の適正化	経費削減とともに、能率的な職務執行の確保と職員の健康管理の観点から、時間外勤務手当について、枠配分による計画的な執行に努め、適正な運用と縮減を図る。
		③ 人事評価制度の推進	能力・成果主義による人事評価制度を推進し、人事・昇給昇格制度への有効活用を図る。

用語集

※1　まち・ひと・しごと創生法

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活用した自律的で持続的な社会を創生することを目指すもので、人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保し、「活力ある日本社会」を維持するため、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という 4 つの基本目標に向けた政策を進めている。

※2　マイナンバーカード

マイナンバー法に基づいて日本国内に住民票を有するすべての個人に割り当てられる「個人番号」（マイナンバー）が記載された顔写真付きのカードをいう。住所、氏名、生年月日等が記載されており、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス e-Tax を活用した電子申請等、様々なサービスに利用できる。

※3　市債

市が資金調達のために発行する債券

※4　公債費

市債の元金償還や利子の支払い等に要する経費

※5　指定管理者制度

地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営など民間事業会社を営む法人やその他の団体に包括的に代行させること。

※6　ＤＸ

「Digital Transformation」の略。「ＩＣＴの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という意味であり、英語圏で「Trans」を「Ｘ」と略す慣習があることから、「ＤＸ」と略される。

※7　ICT

「Information Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称

※8　マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。子育てに関する行政手続きをワンストップで行ったり、行政機関からのお知らせを確認することができるサービス

※9　潮来市公共施設等総合管理計画

今後、人口の減少傾向が続くと予想される中、公共施設やインフラの老朽化に対応するため公共施設等の規模、役割及び機能の見直しなど長期的な需要動向を勘案し、財政負担の軽減を行っていくための20か年（平成29年度～令和18年度）の目標や基本方針等をまとめた計画

※10　NPO 法人

平成10年（1988）施行の「特定非営利活動推進法（NPO法）」により法人格を認証された民間非営利団体。特に政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせず取り組む民間組織をいう。

※11　働き方改革

人口減による労働力不足が懸念される中、働き手を増やし、出生率を上昇させ、労働生産を向上させる必要があるため、これらを実現するための政策。「働き方改革」の 3 つの柱として「長時間労働の是正」、「正規・非正規の不合理な処遇差の解消」、「多様な働き方の実現」が挙げられる。

※12　任期付職員制度

任期を定め、専門的な知識・経験を有する者を職員に採用する制度

※13　財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになる。

※14　実質公債費比率

税収や地方交付税などの使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入されている財源のうち、公債費や公営企業等の公債費に対する繰出金に充当されたものの占める割合

※15　経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を示すもので、税収など経常一般財源に占める人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に充当した一般財源の割合

※16　ラスパイレス指数

地方公共団体の一般行政職の職員の平均給与額を求め、国の平均給与額を 100 として算出した指数